

徳島市水道局水道施設工事業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(以下「審査要綱」という。)に基づき、徳島市水道局が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者(以下「業者」という。)等を公正かつ適切に格付けするために必要な事項を定めるものとする。

(格付け)

第2条 水道局建設工事等請負業者選定要綱第3条第1項に規定する最終数値の算定方法は下記表に掲げる値により、次の計算式で算定する。

最終数値(小数第1位を四捨五入) =

$$\text{経営事項審査結果通知書の建設工事の種類(水道施設)の総合数値(P)} \\ \times (1 + a + b) + c - d + e + f + g + h$$

値	算定方法
a	<p>審査基準日(審査要綱第5条第2項に定める日をいう。以下同じ。)の属する年の前々年度以前3箇年間の工事成績</p> <p>a(小数点第3位以下切り捨て)</p> <p>= 各年度ごとの工事成績率(x)の合計額 ÷ 3年</p> <p>ただし、算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年度がある場合については、3年より算定期間内に加算の対象となる工事の請負がない年数を差し引いた年数で除する。</p> $= \frac{\text{各年度ごとの工事成績率(x)(小数点第3位以下切り捨て)} \\ (A - 60) \times D + (B - 60) \times 2E + (C - 60) \times 3F}{(D + E + F + 1) \times 100}$ <p>A = 契約金額が500万円未満の工事に係る工事成績の平均点</p> <p>B = 契約金額が500万円以上1,500万円未満の工事に係る工事成績の平均点</p> <p>C = 契約金額が1,500万円以上の工事に係る工事成績の平均点</p> <p>D = 契約金額が500万円未満の工事件数</p> <p>E = 契約金額が500万円以上1,500万円未満の工事件数</p> <p>F = 契約金額が1,500万円以上の工事件数</p>

値	算 定 方 法										
b	<p>審査基準日における厚生年金基金の加入状況</p> <p>$b = 0.03$ (ただし、厚生年金基金に加入している事業者に限る。)</p>										
c	<p>経営審査基準日における技術者の雇用状況</p> <p>経営事項審査結果通知書の建設工事の種類（水道施設）ごとに記載されている技術者職員数について</p> <table> <tr> <td>1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>1級技術者1名につき</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>基幹技能者講習を修了した者1名につき</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>2級技術者1名につき</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>その他技術者1名につき</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>$c = 6 \times A + 5 \times B + 3 \times C + 2 \times D + E$</p> <p>A = 1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者数 B = 1級技術者数 C = 基幹技能講習を修了した者数 D = 2級技術者数 E = その他技術者数</p>	1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき	6点	1級技術者1名につき	5点	基幹技能者講習を修了した者1名につき	3点	2級技術者1名につき	2点	その他技術者1名につき	1点
1級技術者かつ監理技術者講習を修了した者1名につき	6点										
1級技術者1名につき	5点										
基幹技能者講習を修了した者1名につき	3点										
2級技術者1名につき	2点										
その他技術者1名につき	1点										
d	<p>指名停止又は指名排除の状況</p> <p>$d = 10 \times N$</p> <p>N = 前年1月1日から12月31日までの間に指名停止又は指名排除措置を受けた月数（指名停止の期間の始期の属する月は1月として扱い、終期の属する月がその日を持って満了しない場合は、この月を切り捨てる。）</p>										
e	<p>経営審査基準日における機械器具の保有状況</p> <p>$e = 3 \times \frac{N}{1,000 \text{万円}}$</p> <p>N = 最新の経営事項審査での固定資産のうち機械・運搬具及び工具器具・備品の残存価格の合計金額（1,000万円未満の端数は切り捨て） ただし、30点を上限とする。</p>										

値	算 定 方 法
f	<p>審査基準日におけるISO9000S又はISO14001の認証の取得状況</p> <p>$f = 10$</p> <p>(ただし、ISO9000S又はISO14001の認証を取得した事業所に限る。両方取得している場合は20点を加算)</p>
g	<p>経営審査基準日における建設業従事職員数</p> <p>$g = \text{建設業従事職員数} \times 1.5$</p> <p>(小数点以下切り捨て。ただし、150点を上限とし、建設業従事職員数が5人に満たない場合は、$g = 0$とする。)</p> <p>なお、建設業従事職員数は、経営事項審査結果通知書をもとに判断するものとする。</p>
h	<p>アドプト事業の参加状況</p> <p>審査基準日の前年1年間に土木施設に関するアドプト事業に参加している場合、加算を行う。</p> <p>徳島市のアドプト事業に参加している 5点 徳島県のアドプト事業に参加している 2点 国のアドプト事業に参加している 2点</p>

給水装置工事点 = 3年間で1件につき10点の加点をするもの。ただし、300点を上限とする。(前年度以前3箇年間の工事件数)

総合評価点 = 最終数値 + 給水装置工事点

格付けの上位・下位への異動については1ランクに限る。

新規業者の格付けについては、総合評価点に関係なくCランクとする。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。